

独立行政法人工業所有権情報・研修館の業務運営並びに財務及び会計に関する省令（平成十三年経済産業省令第百二号）

改正案	現行
<p>（業務方法書の記載事項） 第一条 独立行政法人工業所有権情報・研修館（以下「情報・研修館」という。）に係る独立行政法人通則法（以下「通則法」という。）第二十八条第二項の主務省令で定める業務方法書に記載すべき事項は、次のとおりとする。 一 独立行政法人工業所有権情報・研修館法（平成十一年法律第二百一号）第十一号から第七号までに掲げる業務に関する事項 二 四（略）</p>	<p>（業務方法書の記載事項） 第一条 独立行政法人工業所有権情報・研修館（以下「情報・研修館」という。）に係る独立行政法人通則法（以下「通則法」という。）第二十八条第二項の主務省令で定める業務方法書に記載すべき事項は、次のとおりとする。 一 独立行政法人工業所有権情報・研修館法（平成十一年法律第二百一号）以下「情報・研修館法」という。）第十号から第七号までに掲げる業務に関する事項 二 四（略）</p>